

貸 金 規 程

会社名

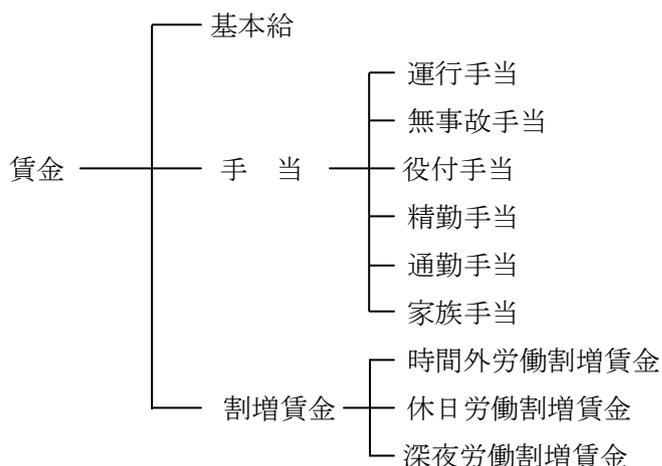
賃 金 規 程

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第〇〇条に基づき、従業員の賃金に関する事項を定めるものとする。

(賃金の構成)

第2条 賃金の構成は、次のとおりとする。



(基本給)

第3条 基本給は、本給と業績給（歩合給）とする。

2 本給は、本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に決定する。

3 業績給（歩合給）は、本人の取り扱った運賃収受の _____%とする。

(諸手当)

第4条 諸手当の支払い基準及び額は、次のとおりとする。

(1) 運行手当（長距離手当等） 1 運行 _____円

(2) 無事故手当 月 額 _____円

(3) 役付手当 部長 本給の _____%

課長 本給の _____%

係長 本給の _____%

班長 本給の _____%

(4) 精皆勤手当 月 額 _____円

年次有給休暇を取得した日及び業務上の災害により休業した日は、出勤したものとみなす。

本手当においては、遅刻及び早退は、3回につき欠勤1日とみなす。

(5) 通勤手当

通勤に要する燃料費として、1 kmを超え 5 kmまで _____円

5 kmを超え 10 kmまで _____円

10 kmを超え 20 kmまで _____円

20 kmを超え _____円

ただし、上限を _____円とし、1 km以下の者には支給しない。

(6) 家族手当

従業員の扶養する家族について、次のとおり支給する。

配偶者	月額	_____円
満 18 歳未満の子 (ただし____人まで) 1 人につき	月額	_____円
満 70 歳以上の父母 1 人につき	月額	_____円

第 5 条 割増賃金は、次の算式により計算して支給する。ただし、業績給 (歩合給) についての割増賃金については第 2 項による。

(1) 時間外労働割増賃金 (法定労働時間を超えて労働させた場合)

$$\frac{\text{基本給} + \text{手当 (通勤手当及び家族手当を除く)}}{\text{1 か月の平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

(2) 休日労働割増賃金 (法定の休日に労働時間を超えて労働させた場合)

$$\frac{\text{基本給} + \text{手当 (通勤手当及び家族手当を除く)}}{\text{1 か月の平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

(3) 深夜労働の割増 (午後 10 時から午前 5 時までの間に労働させた場合)

$$\frac{\text{基本給} + \text{手当 (通勤手当及び家族手当を除く)}}{\text{1 か月の平均所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

(4) 時間外労働が深夜に行われた場合の割増賃金

$$\frac{\text{基本給} + \text{手当 (通勤手当及び家族手当を除く)}}{\text{1 か月の平均所定労働時間数}} \times 1.5 \times \text{深夜の時間外労働時間数}$$

(5) 休日労働が深夜に行われた場合

$$\frac{\text{基本給} + \text{手当 (通勤手当及び家族手当を除く)}}{\text{1 か月の平均所定労働時間数}} \times 1.6 \times \text{深夜の休日労働時間数}$$

2 業績給 (歩合給) の割増は、次の算式により計算して支給する。

(1) 時間外労働又は深夜労働の割増

$$\frac{\text{業績給 (歩合給)}}{\text{当該業績給 (歩合給) に係る総労働時間}} \times 0.25 \times \begin{cases} \text{時間外労働時間数} \\ \text{深夜労働時間数} \end{cases}$$

(2) 時間外労働が深夜に行われた場合の割増

$$\frac{\text{業績給 (歩合給)}}{\text{当該業績給 (歩合給) に係る総労働時間}} \times 0.5 \times \text{深夜の時間外労働時間数}$$

(3) 休日労働の割増

$$\frac{\text{業績給 (歩合給)}}{\text{当該業績給 (歩合給) に係る総労働時間}} \times 0.35 \times \text{休日労働時間数}$$

(4) 休日労働が深夜に行われた場合の割増

$$\frac{\text{業績給 (歩合給)}}{\text{当該業績給 (歩合給) に係る総労働時間}} \times 0.6 \times \text{深夜の休日労働時間数}$$

3 前項の規定にかかわらず、労働基準法第 41 条第 2 号に該当する役職者については、時間外労働及び休日労働にかかる割増賃金は支給しない。

(休職、休暇の賃金)

第6条 休職期間は、賃金を支給しない。

- 2 年次有給休暇の期間及び29条の規定により公民としての権利を行使する時間は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支給する。
- 3 産前産後の休業期間は無休とする。
- 4 母性健康管理のための通院休暇は無給とする。
- 5 育児休業・介護休業の期間は無給とする。
- 6 育児時間は無給とする。
- 7 生理日の休暇の期間は無給とする。
- 8 慶弔休暇の期間は、第2項の賃金を支給する。

(欠勤等の扱い)

第7条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、1時間あたりの賃金額(第2条に規定する本給)に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数(ただし、30分未満は切り捨てる)を乗じた額を差し引くものとする。

(賃金の計算期間及び支払日)

第8条 賃金は、毎月___日に締め切り、翌月___日に支払う。ただし、支払日が休日にあたるときは、その前日に繰り上げて支払う。繰り上げた日が休日の場合も、また同じ。

- 2 計算期間の途中で採用され、又は退職した場合の賃金は、その計算期間の所定労働日数を基準に日割り計算して支払う。

(賃金の支払いと控除)

第9条 賃金は、通貨で直接その全額を支払う。ただし、次の各のものは、賃金から控除して支払う。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険料(介護保険料を含む)及び厚生年金保険料の被保険者負担分
- (4) 雇用保険料の被保険者負担分
- (5) 従業員代表との書面により、賃金から控除することとしたもの

(金融機関への口座振込みによる賃金の支払い)

第10条 従業員代表との協定により、従業員が希望するときは、前条の規定にかかわらず、その指定する金融機関の口座に振り込むことにより賃金を支払うものとする。

- 2 振込は、所定の賃金支払日の午前10時までに支払いができるよう措置するものとする。

(昇給)

第11条 昇給は、毎年1回を原則として4月1日に行う。ただし、会社の業績の著しい低下その他やむを得ない事由のあるときは、昇給の時期を変更し、又は昇給を行わないことがある。

- 2 前項のほか、特別に必要がある場合は、臨時に昇給を行うことがある。
- 3 昇給額は、会社の業績及び従業員の勤務成績等を考慮し、各人ごとに決定する。

(賞与)

第12条 賞与は、原則として7月1日及び12月1日に在籍する従業員について___月___日及

び___月___日に支給する。ただし、会社の業績の著しい低下その他やむを得ない事由のあるときは、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

2 前項の賞与の額は、会社の業績及び従業員の勤務成績等を考慮し、各人ごとに決定する。

(退職金の支給)

第13条 退職金は、会社が勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（以下「機構・中退協本部」という。）との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

2 退職金は、支給事由の生じた日から1ヶ月以内に、その従業員（死亡のときはその遺族）に対して支払う。

※会社の財源で支給する場合（退職給付引当金等）

退職金の額は、退職又は解雇の時の基本給の額に、勤続年数に応じて定めた下表の支給率を乗じた金額とする。

勤続年数	支給率
5年未満	1.0
5年～10年	3.0
10年～15年	5.0
15年～20年	7.0
20年～25年	10.0
25年～30年	15.0
35年～40年	20.0
40年～	25.0

2 就業規則第〇条により休職する期間については、会社の都合による場合を除き、前項の勤続年数に算入しない。

(付則)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成 年 月 日から施行する。